

改正フロン排出抑制法に係る警視庁と 東京都の連携事案について

令和3年11月29日

 東京都環境局
環境改善部長 篠直

改正フロン排出抑制法に係る警視庁と東京都との連携事案

事案概要

- 八王子市解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、警視庁生活環境課は建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員の計3人と、法人としての両社をフロン排出抑制法違反の疑いで令和3年11月9日に東京地方検察庁立川支部へ書類送致
- 改正フロン排出抑制法施行後の事件化は全国初

違反内容

(1) 自動車販売会社

フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い
法第43条第2項違反（委託確認書不交付）

罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

(2) 建物解体業者

エアコンに充填されているフロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを大気中に放出させた疑い
法第86条違反（みだり放出）

罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

改正フロン排出抑制法に係る警視庁と東京都との連携事案

警視庁と都の連携

- 法改正を機に警視庁と都はフロンのみだり放出などの不適正事案を撲滅するため連携して取り締まりを強化（令和3年1月14日付け 2環改保第954号 生活環境課長宛依頼文を発出）
- 本事案では警視庁の通報により都が立入検査を実施、リーケティクターによる現認、現場の大気を採取しフロンのみだり放出を確認
- 都では、立入検査後、事情聴取の上、自動車販売会社、元請事業者、建物解体業者への勧告や是正指導を実施
- 警視庁は、都の立入検査でフロンのみだり放出が確認されたため捜査に着手、事件化

事案の特徴

- みだり放出の実行行為者だけでなく発注者の違法行為についても送致
フロン回収を委託しても発注者に責任が及ぶことが広く認識され、今後のフロン対策を後押し
- 個人、法人の両罰規定の適用
実行行為者のみならず、法人への罰則が適用となることで広く社会に警鐘

今回の事件化がリーディングケースとなり、全国のみだり放出取り締まりが進展することに期待

立入検査の様子

■リーコディテクターによるフロン探知



■配管切断部からフロン採取



フロン排出抑制法にかかる東京都の取組（参考）

廃棄時漏えい対策

- 都では改正フロン排出抑制法施行に合わせてフロンGメンを設置し、立入指導を強化
- 悪質な事業者へは勧告などを実施

立入指導等実績（令和2年4月から令和3年10月末まで）

- 立入調査件数 7,493件
- 勧告件数 24件



使用時漏えい対策

- 事業者への立入指導や動画配信により、法や機器の適正管理を周知
- フロン排出削減のための対策の有効性を検証するためのモデル事業を実施

導入促進事業

- 中小事業者を対象にノンフロン冷凍冷蔵ショーケースの導入補助を実施

	R 1	R 2	R 3
補助実績（台）	38	141	160

※令和3年度は10月末時点
申請台数